

# 千年カルテのWebインターフェイス（医師用）

gEHR Giga Electronic Health Record

11200000039 千年 医師 設定

ログアウト

ログインID

施設患者ID

患者氏名

検索

お問い合わせ

- ① 千年カルテのID
- ② 病院の診察券番号
- ③ 患者さんの名前

# 千年カルテのWebインターフェイス（医師用）

gEHR Global Electronic Health Record 1320000039 千年 医師 設定 ログアウト

最新情報 状態一覧 病名一覧 プロファイル 医師連携履歴

☆	日付	文書名	作成医師
★	2017/03/01	処方記録	千年病院
★	2017/04/01	処方記録	千年病院
★	2017/02/03	処方記録	千年病院
★	2017/01/02	往診記録	千年病院
★	2017/01/03	往診記録	千年病院
★	2017/01/01	往診記録	千年病院
★	2015/03/01	処方サマリー	千年病院
★	2015/03/01	処方サマリー	千年病院
☆	2014/03/27	検査情報	千年病院
★	2014/03/20	検査記録情報	千年病院
☆	2014/03/01	処方サマリー	千年病院
★	2014/01/30	検査記録情報	千年病院
★	2014/01/23	検査記録情報	千年病院
★	2014/01/22	検査記録情報	千年病院
★	2013/10/21	検査情報	千年病院
★	2013/10/21	検査記録情報	千年病院
★	2013/09/02	検査情報	千年病院
★	2013/08/20	検査情報	千年病院
★	2013/08/20	検査情報	千年病院
★	2013/08/29	検査記録情報	千年病院
★	2013/07/16	検査情報	千年病院
★	2013/07/16	検査記録情報	千年病院
★	2013/06/19	検査記録情報	千年病院
★	2013/06/19	検査情報	千年病院
★	2013/04/17	検査記録情報	千年病院
★	2013/04/26	検査記録情報	千年病院
★	2013/01/16	検査記録情報	千年病院
★	2013/01/16	検査記録情報	千年病院

13200001029 千年 100部 1996年 07月 23日生 男

疾患

病名/件数 / 出現回数

家族歴

続柄	疾患名	発症年齢	メモ
本人	gastric cancer	40歳	

既往症

続柄	疾患名 / 薬剤名

アレルギー

アレルギー名	アレルギー反応	アレルギー発症日	アレルギーメモ
キヌカカイン			
ゴード			
チアム/シド			
【200】 カロナール錠 200mg			

感染症

感染性菌名	感染性菌培養値	感染性菌陽性日	感染性菌メモ
HBc抗体			
HBs抗体			
MRSA			

Powered by gEHR - Global Electronic Health Records

# 次世代医療基盤法

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律

## 趣旨：

特定の個人を識別できないように医療情報を匿名加工する事業者に対する規制を整備  
匿名加工された医療情報の安心・適正な利活用  
→健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進

## 概要：

### 1. 国の責務等

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、

- (1) 必要な施策を講ずる
- (2) 施策推進するための基本方針を定める。

### 2. 認定匿名加工医療情報作成事業者(認定事業者)

#### (1) 認定事業者の認定

高い情報セキュリティ、十分な匿名加工技術、医療情報匿名化を適正かつ確実にを行う技術

#### (2) 医療情報等の取扱いに関する規制等

医療機関等：あらかじめ本人に通知、本人が提供を拒否しない（オプト・アウト）

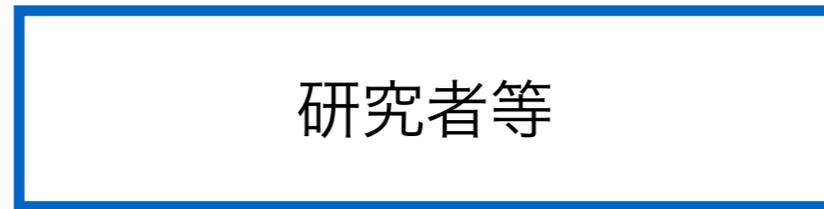
→ 認定事業者に医療情報を提供できる

(医療機関等から認定事業者への医療情報の提供は任意)

# 次世代医療基盤法



改正個人情報保護法（一般法）  
条例（2000個問題）



匿名



統計情報

認定機関（実名→匿名）

実名提供



Opt-Out（個別同意、倫理審査不要）

EHR（実名：個人情報）

バックアップ EHR



Opt-Out（個別同意、倫理審査不要）

医療機関等

実名提供  
Opt-Out

## 医療機関等による医療情報の認定事業者への提供について

- 次世代医療基盤法においては、医療機関等の設置主体の区分や場所に応じて適用される個人情報保護に関する法的枠組みの相違に関わらず、第30条に規定する同一の手続き(あらかじめ本人に通知し、本人が拒否しなければ提供可)に基づき、医療機関等から認定事業者に対して医療情報を提供することが出来る。
- ※ 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、全ての自治体の条例において、「法令に基づく場合」の第三者提供に関する規定が整備されており、次世代医療基盤法は、この「法令に基づく場合」に該当する。

<参考>平成29年4月25日 参・内閣委員会 里見 隆治 議員(公明党)に対する石原 経済再生相答弁(抜粋)

## ○里見議員

さて、医療情報を提供する医療機関には、民間の医療機関はもちろん、国や独立行政法人の医療機関、あるいは自治体立の医療機関も含まれると思いますが、そもそも医療情報を含む個人情報の扱いの取扱いについては、医療機関の設置主体ごとに適用される法体系が異なるというふうに承知をしております。

民間であれば個人情報保護法、独立行政法人であれば独立行政法人等個人情報保護法、自治体立病院であれば自治体ごとの条例が適用されており、こうした主体ごとに適用される法令が異なり、各自治体の条例を含めれば二千種類にも及ぶことは二千個問題とも呼ばれております。

今回の法案は、こうした適用される法令の相違を超えて、医療情報の円滑な利活用を実現する仕組みとなっているか、お伺いをいたします。

## ○石原大臣

ただいまの里見委員が御指摘をいただきましたとおり、医療機関における個人情報の取扱いというのは病院によって分かれていることによりまして、医療関係者の側からすると複雑で分かりにくいという指摘は私も聞かされております。

今回の法案によりまして、こうした医療機関の設置主体や場所ですね、地方ですと条例になっておりますので、市が変わるだけで市民病院などは変わってしまいます、こういう相違にかかわらず、統一ルールの下で・・・(中略)・・・認定事業者が医療情報を提供できる、そこは一つになるということでございます。これによって、午前中も御議論がございましたけれども、医療分野の研究開発に資する医療情報の収集がより効率的、円滑に行われるようになる、こんなふうに基本的に考えているところでございます。